

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金
供与対策に関するガイドライン」を踏まえて、2019年10月1日から下記のとおり預
金規定を改定いたします。

改定後は、新規取引開始時に、お客さまに関する情報やお取引の目的等をこれまで以上
に詳細に確認させていただくことがございます。また、既にお取引のあるお客さまにも、
お取引の内容や状況等に応じて、再度確認させていただくことがございます。

当金庫が求める確認や各種資料のご提出についてご対応いただけない場合や、当金庫が
確認した情報や資料の内容によっては、お取引をお断りまたは一部を制限させていただく
場合がございます。

なお、2019年9月30日以前に開設済の口座には、2020年1月1日から改定後
の預金規定を適用いたします。

東京ベイ信用金庫

* - * - * - * - * - * - * - * - * - * - *

(改定に関連する箇所のみ記載し、改正箇所には下線を施しております。)

2 普通預金規定 (決済用普通預金規定)

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第14条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのい
ずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号、第2号Aから
Eまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設を
お断りするものとします。

13. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提
出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な
理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に
もとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、
預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、
テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合
には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、

マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

～以降は、条文番号のみの変更ですので、記載を省略いたします～

3 貯蓄預金規定

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第15条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、

マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

15. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

～以降は、条文番号のみの変更ですので、記載を省略いたします～

以 上